

審 査 申 立 書

2018年6月5日

大阪検察審査会 御 中

審査申立人 上脇 博之

代理人弁護士 阪 口 徳 雄

(別紙代理人目録記載の弁護士8名代表)

公用文書毀棄罪告発事件

申 立 の 趣 旨

被疑者佐川宣壽ほか5名の下記被疑事実の要旨記載の各行為についての公用文書毀棄罪告発事件に関する告発事件について、「起訴相当」の議決を求める。(嫌疑なしと処分された者は申立しない)

申 立 の 理 由

第 1 審査申立人及び申立代理人

審査申立人：上脇博之

申立代理人：別紙記載のとおり

第 2 罪名

公用文書毀棄罪

第 3 被疑者

佐川宣壽、中村稔、田村嘉啓、前西勇人、三好泰介、池田靖

第 4 処分年月日

2018(平成30)5月31日(平成30年検第8518～8527号)

第 5 不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 検事 伊吹 栄治

第 6 被疑事実の要旨

被告発人佐川宣寿は財務省理財局長は共謀の上、2015年（平成27年）から2016年（同28年）にかけて財務省近畿財務局が学校法人森友学園に対し小学校建設用地として賃貸及び売却した一連の契約の締結過程には、森友学園の小学校建設を支援する現職の内閣総理大臣夫人である安倍昭恵が関与しており、森友学園に対し極めて有利かつ便宜な取り計らいをした異常な不適正処理であったが、

2017年（平成29年）2月17日の衆議院予算委員会において、本件土地大幅値引処分に関して昭恵夫人及び総理の関与を追及された安倍総理が、安倍総理だけでなく妻本人が仮に本件に関係していたとなれば総理も国会議員も辞めると断言したこと、

同年2月24日の衆議院財務金融委員会において、被告発人佐川宣寿理財局長が、森友学園との面会等の記録は廃棄していると述べたことから、

森友学園との面会等の記録が野党議員や情報公開請求をしている告発人らの手に渡れば、本件土地の貸付及び売却に際して昭恵夫人の関与が明るみになり安倍総理の辞任に発展しかねず、

別紙公用文書目録記載の目録124、163、164、165、190をはじめとする安倍昭恵夫人の関与があったことの痕跡を一切消去すること及び、同時に被告発人佐川理財局長の国会答弁のつじつま合わせるために関係する公用文書を廃棄することを企て、2017年（平成29年）2月下旬以降、順次、当時近畿財務局ないし理財局で保管していた別紙公用文書目録記載の217件（957頁）の一連の交渉記録等を毀棄・隠匿したものである。

第7 検察官の処分

不起訴処分。理由は嫌疑不十分。

本件廃棄した応接記録などは、刑法258条における「公務所の用に供する文書」、すなわち「公務所において現に使用し、又は使用に供する目的で保管している文書」

にあたると認定することが困難であり、他方で、財務省の定める公文書管理規定によれば、これらの保存期間は1年未満で有り、期間が到来すれば廃棄が義務づけられていたものであるため刑法258条の公用文書毀棄罪に該当しないとして嫌疑不十分とした。

第8 不起訴処分の不当性

1 検察審査員の皆さんの常識で判断でき、又すべきです。それが検察審査会法の改正の理由です。

森友問題のスタートは安倍晋三小学校、安倍昭恵名誉校長問題でした。この為、国有地を特例的に安い賃料で賃貸し、ゴミが19,520トンも存在しないのにその撤去費用を引いて著しく低い金額で売買した疑いのある事件です。

このために、財務省幹部職員は国会で虚偽答弁を繰り返さし、更に民主主義社会において踏み越えてはならない公文書の廃棄、改竄にまで至りました。廃棄、改竄しなくても、マスキングして公開すれば足りるものを、あえて、廃棄、改竄したのは、廃棄、改竄した文書の内容こそ、本当に財務省が隠したかった内容が記載されていること即ち、森友学園を優遇した理由が記載されていたからです。

このような前代未聞の違法、不当行為は戦後最大の高級官僚達の組織的犯罪であると言えます。今回、検察までも官邸の持つ人事権に怯えたのか、官邸に迎合し、忖度したのか、罪に問える十分な証拠があるのに、あれこれの理屈で関係者を不起訴にしました。安倍政権に人事権を握られた財務省の役人だけでなく、検察の上層部まで本件事案をうやむやにしようとする行為は国民が期待する検察像に著しく乖離します。巨大な権力を持つ者に検察が忖度した不起訴処分をしたときにこそ、検察審査会の皆さんの市民感覚、常識で「公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図る」

(検察審査会法第1条)ことが法の趣旨であります。難しい法律論ではなく、市民の常識が反映することが必要とされているのです。

このように国有地を安く賃貸し、本来改ざん、廃棄してはいけない公文書を改ざん、廃棄しても何も罪に問われないのでは政権に対する「忖度」事案は、全て「無罪放免」となり日本の健全な法秩序は崩壊します。都合の悪い公文書を廃棄、改竄ができる風土を助長します。

政権に忖度する必要性のない、市民感覚で構成される検察審査会において、ぜひ起訴議決をしていただき、高級官僚たちが、うやむやにしてしまった本件事件を公開の法廷で、国民の前に真相が明らかになるよう起訴議決をして頂くことが検察審査会の皆さんの役割であり責任であります。それは市民の常識で裏付けられた皆さんが判断できるのです。

2 公用文書毀棄罪（刑法258条）の不起訴処分の不当性

(1) 公用文書毀棄罪（刑法258条）

第258条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

(2) この罪は、「公務所の用に供する文書」すなわち、「その作成者、作成の目的等にかかわらず、公務所において現に使用し、又は使用に供する目的で保管している文書」を、廃棄したり、隠匿する行為が、罪になるという法律です。この公用文書毀棄罪は、刑法第二編第四十章「毀棄及び隠匿の罪」の章にあり、毀棄罪といって、物を壊したりしたときに罰せられる罪と同種類に分類されています。

「公用文書」とは、公務所がその事務処理上保管している文書を指し、「その作成者、作成の目的等にかかわらず、公務所において現に使用し、又は使用に供する目的で保管している文書を総称する」とされています（最高裁昭和38年12月24日判決）。対象となる公用文書は、偽造文書、未完成文書でもよく、私文書、公文書を問わず、又私人の所有に属する文書でもかまわないとされています。

(3) 検察官は本件告発事実について、当該文書をこのような公用文書と認定することは困難である上に、保存期間を経過すれば廃棄を義務づけられているのですから、公用文書に該当しないとして不起訴処分になりました。

(4) この「保存期間が経過した文書であれば、廃棄をしなければならないのだから、公用文書に当たらないとする、検察官の見解は間違いです。

ア 公用文書毀棄罪では、文書の保存期間が経過している文書であってもこれを毀棄する場合にはなお文書毀棄の罪を構成するという明治42年7月8日宣告の大審院（戦前の最高裁判所に該当します。）の判決があり、以後文書の保存期間が経過していることを理由に公用文書毀棄罪の成立が否定された判例はみあたりません。

イ 次に、保存期間が経過した文書であれば、どうせ廃棄予定の文書であったのだから、公務所で保管する文書ではないと考えたとしても間違いです

財務省行政文書管理規則によれば、保存期間が満了した行政文書は、国立公文書館に移管をするか廃棄をしなければならないと定められており（第20条1項）、また廃棄をする場合は統括文書管理者（＝官房長）は、あらかじめ内閣府に協議し、その同意を得なければならない（同条2項）と定められています。そして、つまり、保存期間満了後廃棄されるまでは、財務省の担当部局で保管され、廃棄にあたってはあらかじめ内閣府に協議し、その同意をえなければならず、不同意とされれば、内閣府と協議の上新たな保存期間を設けるとされています（同条2項）。

検察官の判断には、保存期間1年未満の文書については、あらかじめ内閣府から包括的な同意が与えられていると判断している可能性もあります。しかし、保存期間が満了した文書であっても、場合によっては、保存期間が延長されることも予定をされている、つまり廃棄されるまでは公用文書としての客体性を失わないのは明らかです。

ウ そして、本件において、財務省は、本件応接文書の毀棄は、国会において、国会議員から具体的に交渉記録の提出を求められていた状況で行われています。つまり、本件応接文書は、国会で森友疑惑の解明を行うため国会議員が切望している文書でした。と同時に、国民の国有財産が、誰か特定の政治家の知己のために低廉で処分されていないかどうか、公務員が一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者として働いてくれているのかチェックするという観点で極めて重大な文書で、廃棄は許されない文書となりました。

このように、国会の委員会で提出が求められた時点で、保存期間が経過した文書であっても、廃棄されるべき文書ではなくなったとみるべきです。

佐川理財局長が、国会では、「速やかに事案終了で廃棄をしているということだと思しますので、記録は残ってございません（平成28年（2017年）2月24日国会議員宮本岳志氏に対する答弁）。」と回答をしながら、こっそり廃棄をしていることは文書の重大性必要性を認識しているからに他なりません。

このように検察官は、明らかに「公用文書」に該当するにもかかわらず、これまで公

用文書毀棄罪で問われなかった「保存期限」という要件を持ち出し、不当に公用文書毀棄罪の成立を否定しているのです

告発人上脇博之は2017年3月2日付で真相解明のために「森友学園との交渉、面談記録」及び「森友学園以外の者との面談、交渉記録」の情報公開請求を行いました。本件対象文書は情報公開請求を受けている以上、保存すべき文書であり、「公用文書」に該当することになったのです。情報公開請求を受けた以上、保存期間が満了したので廃棄できるとなれば、情報公開請求の裁判に時間が必要ですので、その保存期間が満了するまで廃棄することが許されては意図的に公開請求を却下して保存期間満了を待つて廃棄できれば情報公開請求の意味もなくなります

その点で公用文書とは「その作成者、作成の目的等にかかわらず」その時に「使用に供する目的で保管している文書」が該当するのです。2017年2月24日以降は公用文書に該当したのです。

その点で検察官の「公用文書」の解釈は間違えています。

3 真相解明の為に公開の法廷で審理できる起訴議決を。

本件事案で不起訴になれば、真実は様々な森友学園や森友学園以外の「応接記録」が膨大に作成されていたのに、全部が保存期間満了を理由に廃棄できるとなれば、時の政権や、国会答弁する者に不都合な記録は廃棄しても許されることは、国民の常識に著しく反します。何故このような大がかりな応接記録などが廃棄がなされたのかの真相が不起訴処分のままではうやむやに終わってしまいます。ぜひ皆さんの健全な常識で起訴すべきとの結論を頂き、大阪地方検査庁の特捜部の検察官達がせっかく1年2ヶ月もかけて調べた事実、証拠が公開の法廷で明らかになり、少しでも真相解明ができる為に起訴議決をして頂きたく要請する次第です

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 委任状 | 1 通 |
| 2 処分通知書 | 1 通 |